

兵高教組

# 調査情報

2013年7月11日 16号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## この夏おおいに研修しましょう！

高教組は、夏期休業中の研修について県教委と交渉をもちました。昨年に県教委から出された通知には「長期休業中は研修のよい機会」「自主的・主体的研修に積極的に取り組むこと」とありますが、県教委は今年も研修を奨励する立場にあることを確認しました。

教特法は、教育公務員の職責遂行のため、研修の権利と機会の保障を定めています。この夏、教員としていい教育、仕事ができるように、研修を取得し、おおいに研究と修養に励みましょう！

### 教育公務員特例法（抜粋）

**第21条（研修）** 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

**第22条（研修の機会）** 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

### 確認事項

1. 教育委員会は、教員の研修を奨励しており、夏季休業中はその絶好の機会であるので、積極的に研修をしてもらいたい。
2. 研修場所について、自宅を禁止しているわけではない。その場合、合理的な理由を示し、校長が県民に説明できるようにしてほしい。
3. 研修報告については、すでに例示しているものを参考に、日時、場所、内容が読めば分かるように書かれていけばよい。

### 管理職は自主研修を奨励する立場にたつべし

教特法は教育公務員の研修について、第21条で「努めなければならない」としたうえで、その機会を与えることが任免権者の責務であるとしています。その上で、22条において教育公務員には研修の機会が保障されなければならないことを示し、その第2項において、教員には勤務場所を離れて研修を行うことができる機会が保障されることを明記しており、自主研修の奨励が法の主旨です。一部校長が「自宅研修は認めない」と公言したり、過大な研修報告を求めたりして、自主研修を妨害することは、法の主旨に反する不当な行為です。

### 研修場所は自宅であってもかまわない

「自宅研修は認めない」とする一部の校長が根拠としているのが、2002年7月4日付けの文科省通知です。通知では「自宅で研修を行う必要性の有無について適切に判断すること」とされています。当時の県教委は

「通知を参考資料として各学校に下ろす。文科省通知を見れば、自宅研修が認められないなどになっていないことがはっきりする」と回答しており、現在もその立場に変化はないことを確認しています。そもそも、授業に支障のない限り、積極的に研修を認めることができることが法の主旨です。

### 合理的な理由が示されればよい

自宅における研修の合理的な理由の例として、「研修に必要な資料や機材が自宅にあるが学校にはない」「パソコンやインターネットの活用など自宅の方が効果的に研修できる」などは県教委も認めています。

### 図書館等への移動時間も職専免

県教委は、図書館などで研修を行う場合の勤務時間開始から開館までの時間について、自宅での研修準備や移動時間についても職専免であることを明確に述べています。また、夜間定時制の教職員の研修時間について、定められた勤務時間と必ずしも一致している必要はないとしています。

「一切自宅研修は認めない」という校長に対しては、県教委は指導するとしています。学校長が承認すれば研修となります。県教委は、研修の承認する上で、問題があれば個別に校長に聴くとしています。研修を妨害するような動きはもつてのほかです。研修の承認に際して問題がある場合は、高教組にお問い合わせ下さい。

**夏期休業中は絶好の研修の機会です！  
この夏おおいに研修しましょう！**